

議会基本条例各条文案

【5-1 市長等との関係の活動原則】

A案	<p>議会は、二元代表制のもと、市長と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市長とともに、市政の発展に努めなければならない。</p>
B案	<p>議会審議における市長等と議会との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。</p> <p>(1) 本会議及び委員会における審議、審査等は、論点及び争点を明確にして行うものとする。</p> <p>※(2) 市長等及びその補助職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問することができる。</p> <p>(3) 議会は、市長が提案する政策、予算、決算等については、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(4) 議会は、本会議及び委員会における議員の要望等への対応状況について、市長に報告を求めるものとする。</p> <p>※【5-2 一問一答方式等】と一部重複する内容</p>